

生産緑地法、生産緑地法施行令及び生産緑地法施行規則に基づく
桶川市事務処理要綱

(平成21年6月1日都市整備部長決裁)

(目的)

第1条 この事務処理要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく生産緑地の買取りの申し出及び法第15条第1項の規定に基づく生産緑地の買取り希望の申し出について、取扱いを明確にし、もって、生産緑地所有者への周知及び事務の透明化に寄与するものである。

(生産緑地の買取り申出)

第2条 法第10条の規定に基づく生産緑地の買取りの申し出をする際は、別紙様式第1号「生産緑地買取申出書」に別表1に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(生産緑地の買取り希望の申出)

第3条 法第15条第1項の規定に基づく生産緑地の買取り希望の申し出をする者は、別紙様式第2号「生産緑地買取希望申出書」に、別表2に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(買取り申出等の事由)

第4条 生産緑地の買取り申出等の事由は、次のとおりとする。

(1) 生産緑地の買取申出事由は、法第10条及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。）第5条各号に規定するものとする。

(2) 生産緑地の買取り希望の申出は、法第15条第1項に規定するものとし、市長が特別な事情があると認める場合は、次のとおりとする。

ア 施行規則第5条各号に掲げる故障に該当しない疾病等により所有する生産緑地の全部又は一部の営農が困難になったとき。

イ 生産緑地を適正に維持管理することが困難であると市長が認め

たとき。

（買取り申出等の期間）

第5条 前条第1号に規定する事由（法第10条第1項に規定する場合を除く。）による生産緑地の買取りの申出のできる期間は、その事由の発生から1年以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前条第2号に規定する事由による生産緑地の買取り希望の申出のできる期間は、その事由の発生から1年以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（買取り申出回数）

第6条 第4条第1号に規定する事由（法第10条第1項に規定する場合を除く。）による生産緑地の一部の買取り申出回数は、その所有者につき1回とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項のうち、農林漁業の主たる従事者の故障を理由として、生産緑地の一部買取り申し出をする場合は、農林漁業の主たる従事者の変更による場合のみとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（事前相談）

第7条 法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申し出のうち、農林漁業の主たる従事者の故障を理由とする場合は、事前相談によるものとし、別紙様式第3号「生産緑地買取申出事前相談書」に、別表3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 事前相談は、前項の規定により提出された書類に基づき、書類審査及び当該申し出をした本人への聞き取り等により行うものとする。

3 市長は、事前相談に伴う審査を終了したときは、その結果を別紙様式第4号「買取申出行為に係る事前相談の終了通知書」により、事前相談

申し出者に対し、通知するものとする。

- 4 第1項の申し出に該当する場合で、かつ、第2条の生産緑地の買取り申し出をするときは、別表1の添付書類のうち、市長が必要としないと認める書類の添付を省略することができるものとする。

(買取り申出等の取下)

第8条 法第10条に基づく生産緑地の買取り申し出及び法第15条第1項の規定に基づく生産緑地の買取り希望の申し出並びに第7条に基づく生産緑地の買取り申し出の事前相談を取り下げる場合は、別紙様式第5号「買取申出等取下書」を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から適用する。

この要綱は、令和4年10月24日から適用する。

この要綱は、令和5年7月20日から適用する。

別表 1 （第 2 条関係書類、図書）

番号	書類名称	備 考
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	・ 農業委員会で発行するもの。 ・ 農林漁業の主たる従事者の死亡又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合。
2	被相続人の戸籍（除籍）謄本	・ 死亡の場合…被相続人の出生から死亡までが確認できる戸籍。 ・ 写し可（原本との照合が必要）。
3	戸籍謄本	・ 死亡の場合…相続人のもの（相続が未登記のとき、相続人全員のもの）。 ・ 写し可（原本との照合が必要）
4	印鑑証明書	・ 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合又は法第 10 条第 1 項に規定する事由の場合…本人のもの。 ・ 死亡の場合…相続人のもの（相続が未登記のとき、相続人全員のもの）。
5	権利抹消承諾書	・ 所有権以外の権利のある場合。
6	遺産分割協議書	・ 死亡の場合（相続登記がされていないときに限る）。 ・ 写し可（原本との照合が必要）。
7	土地登記簿謄本又は土地登記事項証明（全部）	・ 写し可（原本との照合が必要）。 ・ 3 月以内のもの。
8	仮換地証明書	・ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にある場合。 ・ 写し可（原本との照合が必要）。
9	公図の写し	
10	医師の診断書等	・ 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合。
11	その他必要な書類	・ 市長が必要と認めたもの。

別表 2 （第 3 条関係書類、図書）

番号	書類名称	備 考
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	・ 農業委員会で発行するもの。 ・ 法第 1 0 条第 1 項による申出基準日以降で特定生産緑地の指定を受けていないものは不要。
2	医師の診断書等	・ 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合。
3	土地登記簿謄本又は土地登記事項証明（全部）	・ 写し可（原本との照合が必要）。 ・ 3 月以内のもの。
4	仮換地証明書	・ 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 8 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にある場合。 ・ 写し可（原本との照合が必要）。
5	公図の写し	
6	その他必要な書類	・ 市長が必要と認めたもの。

別表 3（第 7 条関係書類、図書）

番号	書類名称	備 考
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	・ 農業委員会で発行するもの。
2	医師の診断書等	・ 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合。
3	印鑑証明書	・ 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合…本人のもの。
4	権利抹消承諾書	・ 所有権以外の権利のある場合。
5	土地登記簿謄本又は土地登記事項証明（全部）	・ 写し可（原本との照合が必要）。 ・ 3 月以内のもの。
6	仮換地証明書	・ 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 8 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にある場合。 ・ 写し可（原本との照合が必要）。
7	公図の写し	
8	その他必要な書類	・ 市長が必要と認めたもの。

様式第 1 号（第 2 条関係）

生産緑地買取申出書

年 月 日

桶川市長 _____

申出をする者	住 所	
	氏 名	⑧
	電 話	

生産緑地法第 10 条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

(2) 買取り希望価額

(3) その他参考となるべき事項

（裏面参照）

備考

1 「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき施行規則第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会が発行するその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、また、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他の施行規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地の指定された土地の街区及び画地及び地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。

3 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。

4 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。

5 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第2号（第3条関係）

生産緑地買取希望申出書

年 月 日

桶川市長

申出をする者	住 所	
	氏 名	⑨
	電 話	

生産緑地法第15条第1項の規定に基づき、下記により申し出ます。

記

1 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地 積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

2 買取り希望価額

3 買取り希望の申出の理由

4 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

(2) その他参考となるべき事項

（裏面参照）

備考

- 1 「生産緑地に関する事項」については、買取希望の申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地の指定された土地の街区及び画地並びに地積をカッコ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 2 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書で記載すること。
- 3 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 4 「買取り希望の申出の理由」については、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情を明らかにすること。
- 5 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第3号（第7条関係）

生産緑地買取申出事前相談書

年 月 日

桶川市長

事前相談の 申出をする者	住 所	
	氏 名	印
	電 話	

生産緑地法、生産緑地法施行令及び生産緑地法施行規則に基づく桶川市事務処理要綱第7条第1項の規定による買取り申出の内容について、下記により事前相談します。

記

1 事前相談の申出の理由

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地 積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

(2) 買取り希望価額

(3) その他参考となるべき事項

（裏面参照）

備考

- 1 「事前相談の申出の理由」については、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会が発行するその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、また、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他の施行規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

- 2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地の指定された土地の街区及び画地並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。

- 3 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。

- 4 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。

- 5 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

桶川市長

買取申出行為に係る事前相談の終了通知書

年 月 日付けで申出のあった事前相談について、生産緑地法、生産緑地法施行令及び生産緑地法施行規則に基づく桶川市事務処理要綱第7条第3項の規定により、審査を終了しましたので、下記のとおり通知します。

記

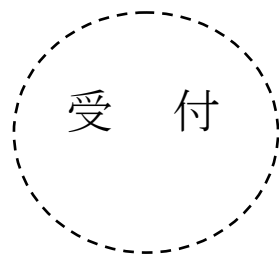
1 生産緑地の土地の地番

2 結 果

理由

※ なお、同要綱第7条第2項の書類審査等結果、「支障なし」とした場合、生産緑地法第10条の買取り申出を行うにあたり同要綱第7条第4項の規定により添付図書の省略をすることができます。

様式第5号（第8条関係）



買取申出等取下書

年 月 日

桶川市長 _____

住所 _____

申出者

氏名 _____ 印

年 月 日付けで、提出した生産緑地買取申出書等については、下記理由により取り下げます。

記

取下理由	
------	--

◆-----◆

受領印	申出書一式受領しました。 年 月 日 印
-----	----------------------------